

事 務 連 絡

平成 27 年 10 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）については、平成 28 年 1 月 1 日の施行に向けて、ご準備頂いているところですが、今般、法および施行準備に係る疑義解釈資料（その 1）を作成いたしましたので、参考までに送付します。

1. 審議会等について（法第18条第2項関係）

問1 法第18条第2項の審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）は、①地方自治法第138条の4第3項に基づく機関に該当するのか、②新たに立ち上げる必要があるのか、③条例を制定する必要があるのか、④審議会等へ意見を聴く必要がない場合も平成28年1月1日に立ち上げる必要はあるのか、⑤審議会等に都道府県職員を含めることは可能か。

答 ①該当する。

②法第18条第3項の要件を満たせば必ずしも新たに立ち上げる必要はない。

③法第18条第3項が地方自治法に基づく審議会等の設置の根拠規定となることから、都道府県において必ずしも新たに条例を制定する必要はない。

④都道府県知事が、審議会等の意見を聴くことが必要となるのは、以下の場合であり、これらの行為を行う必要が生じるまでは審議会等を設置する必要はない。

(1) 都道府県がん情報の利用

- ・ 都道府県知事による利用等（法第18条第2項）

法第18条第1項第3号の規定により、同項第2号に掲げる者に準ずる者を定め、都道府県がん情報、特定匿名化情報を利用または提供する場合

- ・ 市町村等への提供（法第19条第2項）

都道府県がん情報のうち、当該市町村のがん情報を提供する場合

- ・ その他の提供（法第21条第10項）

調査研究を行う者へ都道府県がん情報を提供する場合（同条第8項）

調査研究を行う者へ匿名化した情報の提供する場合（同条第9項）

(2) 都道府県がんデータベース

- ・ 都道府県データベースを整備し、又は保存する情報の対象範囲を拡大する場合（法第22条第2項）

- ・ 都道府県がん情報を匿名化するとき（法第22条第4項）

- ・ 届出対象情報以外のがんの情報（法第22条第1項第2号に規定）を保有する者を政令第6条第2項第9号の規定に従って指定するとき（政令第6条第3項）

(3) 権限及び事務の委任

- ・ 法第24条（都道府県知事の権限及び事務の委任）に規定する、都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定するとき（政令第8条第2項）

⑤審議会等は都道府県知事が意見を聴く機関であり、一般的には外部組織に所属している者で構成されることが望ましい。なお、地方自治法第202条の3第2項で、構成員は非常勤であることが求められている。

問2 法第18条第2項に定める審議会等、法第22条第2項に定める審議会等、及び法第24条第1項の政令で定める者の指定に関して意見を聴くべき審議会等は同一の審議会等でなければならないか。

答 法第18条第3項の要件を満たせば必ずしも同一である必要はない。一般に、審議会等の機能は整理、合理化されていることが望ましく、類似する機能のものが併存することについては、各都道府県で適切にご判断頂きたい。

問3 法第24条第1項の政令で定める者の指定に関して意見を聴くべき審議会等は、「法第18条第2項に規定する審議会」と同じか。

答 そのとおり。法第24条第1項の政令で定める者の指定については、政令第8条第2項の「あらかじめ、法第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない」とする政令第6条第3項の規定を準用する。

問4 政令附則第3条に基づき、施行日前に審議会等の意見を聴いた場合、法第24条第1項の政令で定める者について施行日前に指定してもよいか。

答 認められない。

問5 医療機関への説明は法第24条第1項に掲げる事務に該当するか。

答 該当しない。よって医療機関への説明の事務を委任する際、審議会等の意見を聴くことは不要。

問6 法第24条第1項に掲げる権限及び事務の一部を委任する者を指定しようとする場合も審議会等の意見を聴くことは必要か。

答 必要。

問7 都道府県がんデータベース、都道府県がん情報、法第22条第1項第1号及び第2号に定める情報の関係如何。

答 添付資料1を参照。

2. 診療所の指定について（法第6条第2項関係）

問1 診療所の指定は随時可能か。

答 可能である。但し、指定業務やデータベース管理を含む診断年管理が煩雑となるため、診療所の指定は各年1月1日付けでまとめて行うことが望ましい。

問2 診療所の指定は診療所の開設者の申請以外の方法も認められるか。

答 認められない。

問3 診療所の指定について厚生労働省に報告する必要があるのか。

答 必要ない。

問4 法第16条に基づき、診療所に対して資料の提出等の協力を求める必要がある場合、指定されていない診療所に協力の要請をすることは可能か。

答 可能。

問5 指定されていない診療所から法第16条に基づき、資料の提出等を受ける際は、当該診療所を改めて指定する必要があるのか。

答 必要ない。

3. その他

問1 病院等から届出がされた場合、都道府県知事は登録情報をいつまでに厚生労働大臣に提出する必要があるのか（法第8条関係）。

答 都道府県知事から厚生労働大臣への報告期限に関する定めはないが、省令第10条に定める届出を行う期間と同様、当該病院等における初回診断日の属する年の翌年の12月31日までに提出することが望ましい。

問2 届出対象情報の届出を行う診療所として指定した診療所が届出を行わない場合、届出の勧告をする必要は無いのか。

答 病院は届出の義務があるのに対し、診療所は開設者の同意を得て指定し、辞退も可

能であることから、届出を行わない場合も届出の勧告は行うことはできない。

問 3 平成 27 年までの診断例は従前の地域がん登録として都道府県で運用してよいのか。

答 平成 27 年 12 月 31 日以前の診断例（従前の地域がん登録）は、法に基づかない届出になることから、その運用は、都道府県の実情に応じて対応することになる。ただし、法第 22 条に基づき、都道府県がんデータベースを整備する際に、従前の地域がん登録情報と都道府県がん情報を一体的に記録し、保存する場合は、法上の「都道府県がんデータベース」に係る適用を受けることになる。

問 4 遡り調査に関して、病院等は調査に協力する義務はあるのか。

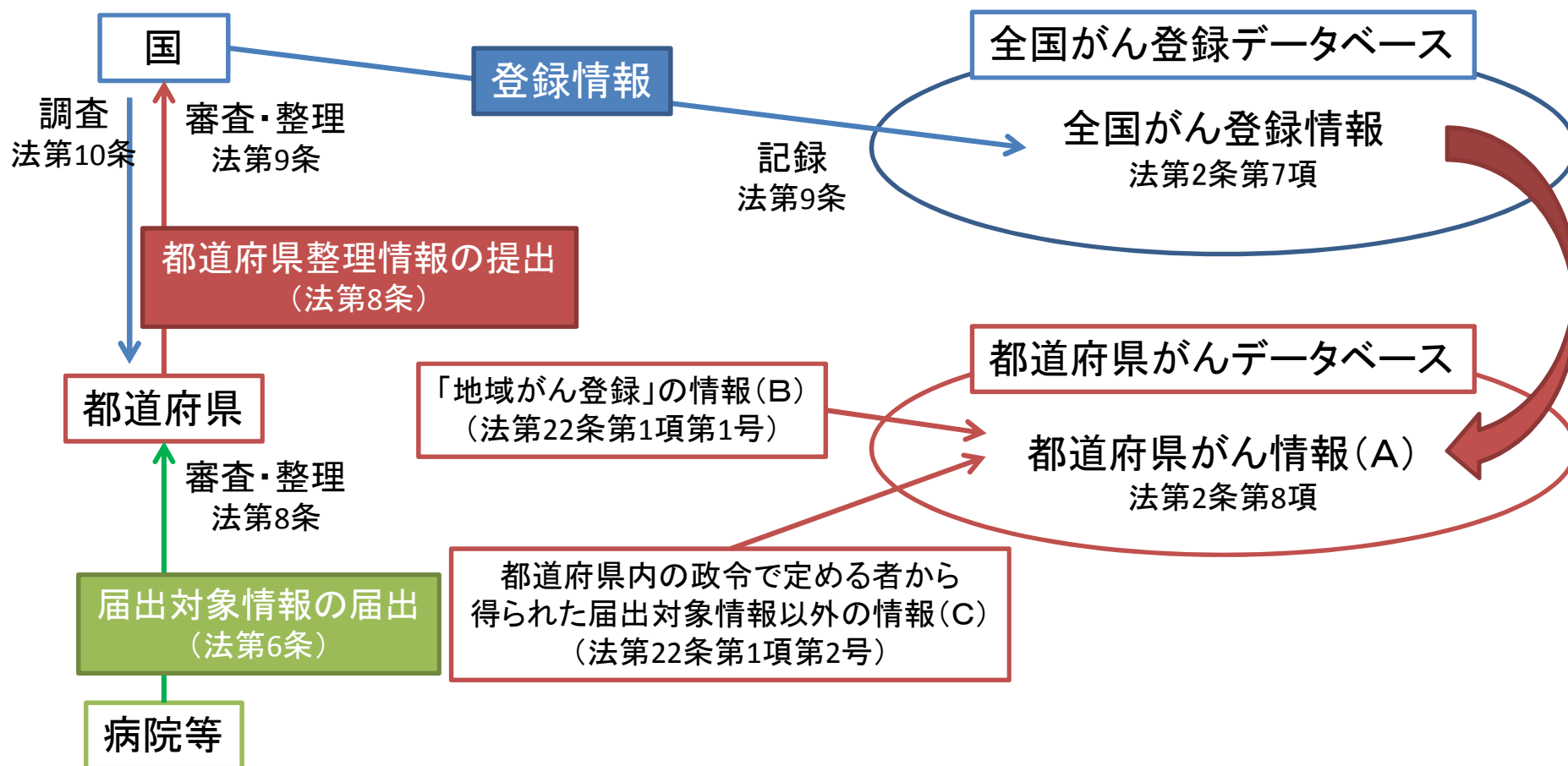
答 法第 14 条に基づき、厚生労働大臣が都道府県知事に死亡者新規がん情報を通知し、法第 16 条に基づき、都道府県知事が病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めた場合、当該病院等には法第 6 条に基づき、届出の義務がある。

問 5 都道府県がん情報を 5 年を超えて保有する場合には、都道府県規則で定める必要があるのか。

答 必要。政令第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項のただし書きに規定するように、都道府県がん情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究に必要な場合として都道府県の規則で定める必要がある。

全国がん登録情報と都道府県がん情報の関係

資料1



※都道府県がんデータベースの構成

都道府県がんデータベース

=

都道府県がん情報(A)
+
「地域がん登録」の情報(B)
+
地域の届出対象外の情報(C)

都道府県がんデータベースは必ずしも整備する必要はない